

令和元年 8 月 6 日

第 6 回藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会  
会 長 川 口 宗 敏

標記協議会について、下記のとおり開催することとしましたのでお知らせします。

つきましては、本協議会へ参加される方は、協議会開催日の 30 日前〔8 月 19 日（月）〕までに、別紙様式記載のうえファクシミリにて下記の協議会事務局あて申出願います。

記

1. 日 時 令和元年 9 月 27 日（金） 10：00～
2. 場 所 焼津市本町 5－6－1  
焼津公民館（焼津市役所アトレ庁舎） 3F 会議室
3. 議事
  - （1）タクシー特措法に係るフォローアップの調査結果及び目標値の設定について
  - （2）運転者の確保対策について
  - （3）地域交通サポート計画について
  - （4）タクシー業界において今後新たにに取り組む事項について
  - （5）その他
4. その他：当協議会設置要綱に基づき開催を公表するものですが、議題は現時点の予定につき変更になる場合があります。

問い合わせ先

藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

商業組合 静岡県タクシー協会

担当：村上、加藤、安本

TEL：054-261-1401

FAX：054-261-1403

[参考]

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」等に記された準特定地域協議会の構成員として示されている者

- 準特定地域を管轄する関係地方公共団体の長
- 準特定地域内に営業所を有するタクシー事業者及びその組織する団体
- 準特定地域内に営業所を有する事業者が雇用するタクシー運転者の組織する団体
- 自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な、地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者
- タクシー事業の活性化について専門的な知識を有する大学教授等の学識経験者
- その他協議会が必要と認める者（準特定地域を管轄する労働局又は労働基準監督署、公安委員会及び観光協会等）

「藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会加入申込書」

F A X 送 信 表

【送信先】 構成員としての加入申込については、8月28日（水）までにFAX  
で送付下さいますようお願いいたします。

藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会

担 当：村上、加藤、安本 行

FAX：054（261）1403

TEL：054（261）1401

藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会への加入を申し出します。

藤枝・焼津交通圏タクシー準特定地域協議会への参加の有無

（ ・ 有 ・ 無 ）

（ご本人）

機関・団体名等

住 所

（ふりがな）

職 ・ 氏 名

記入者名

所属・職名 （所属・職名）

（氏名）

（連絡先）